

# 新型コロナウイルス 感染防止ガイドライン ショップ編

2020年10月12日作成  
2021年6月7日改訂

**公益社団法人 日本アロマ環境協会**

# 目次

1. はじめに	P.3
2. 基本的な考え方	P.4
3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）	P.6
① スタッフ	P.6
② 店舗	P.7
③ 接客	P.7
④ レジ及び金銭授受	P.8
⑤ 店頭でハンドトリートメントなどを行う場合	P.9
⑥ ワークショップの開催	P.10
⑦ トイレ	P.10
⑧ スタッフの休憩スペース	P.11
⑨ 清掃・消毒	P.11
⑩ 換気	P.12
⑪ ゴミの回収	P.12
4. 感染者が発生した場合の対応	P.13
5. おわりに	P.14
6. 参考資料	P.15

# 1. はじめに

本ガイドラインは、アロマセラピーショップにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防対応の参考とするために作成したものです。

新型コロナウイルス対応については、国の専門家会議で示された基本的な考え方や留意点を踏まえ、各事業のリスクを評価し、リスクに応じた対策を講じることが必要であるとされています。

また、コロナ禍の事態が長く続くことも念頭に、感染拡大を予防する新しい生活様式（厚生労働省ウェブサイト）に移行していく必要があります。

本ガイドラインは、専門家会議の基本的な考え方や関連した業種別のガイドラインを参考に、東京医科歯科大学 医学部附属病院 感染制御部 貫井陽子部長のご意見を踏まえ作成したものであり、都度見直すものとします。

## 2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症予防のためには、主な感染経路である接触感染と飛沫感染を防ぐことが重要です。このため、このような経路からの口、鼻、眼などの粘膜へのウイルスの侵入を防ぐようにしましょう。

### ■ 3密を避ける

- 密集（多くの人が集まる）
- 密接（間近で会話や発声をする）
- 密閉（換気が悪い）

### ■ 感染を予防する

- 新型コロナウイルスを疑う症状がある方やクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方など、症状等のある方（注1）の入場制限
- お互いのマスク着用、共同で触れるものの消毒、換気を徹底
- 手指衛生を徹底する【手洗いは、液体石けんを使い丁寧に正しく行い、手洗いが困難な場面ではアルコール製剤（70%以上のアルコール成分を含有するもの）またはベンザルコニウム製剤（0.05%以上）などによる消毒を行う】
- 環境衛生を徹底する（上記アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、界面活性剤を含む洗剤などを使用する）。清拭の際は、テーブルなどで布巾を往復させず、一方向に拭く
- 口、鼻、眼の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐために、手で顔に触れないようにする

※詳細は本ガイドラインを必ず参照してください。

(注1) 次の症状がある方、該当する点がある方（症状等のある方）

- ✓ 発熱（37.5℃以上）または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方
- ✓ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- ✓ 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- ✓ 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

### 3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）

#### ① スタッフ

- スタッフは、毎日検温し、「2. 基本的な考え方」に示された症状があるか、該当する点があるか確認の上、当てはまる場合には出勤前に上長に報告し指示を仰ぐ
- 手洗い・手指消毒を徹底する
- マスクを正しく装着すること（装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する）
- マスクを装着していてもお客様と近づき過ぎないように配慮する
- フェイスガード等を使用し眼への飛沫の侵入を防ぐなどの工夫をする
- 新型コロナウイルス感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の接客はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐ



## ② 店舗

- 入口に手指消毒剤を配置し、手指衛生の徹底を促す
- ドアノブ、ディスプレイ、接客コーナー等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒する
- 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いする
- お客様が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する
- 買物カゴのハンドル部分など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する
- 必要に応じて来店人数の制限を行う

## ③ 接客

- 接客時及びカウンセリング時にはお客様との対面を避け、ソーシャル・ディスタンス（1m以上、出来たら2m以上）の確保を心がけること精油等のテスターは、スタッフが試香紙につけてお客様に嗅いでもらうなどの工夫を行う
- 飲料等の試飲販売はしない



#### ④ レジ及び金銭授受

- レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す
- 飛沫を避けるため、透明間仕切り等で遮蔽すること
- 透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等がスタッフや顧客に触れないように注意する
- 透明間仕切り等の飛沫防止用のシートについては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）に配慮する
- 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入するか、キャッシュトレイを使用する
- 対応前後には必ず手指衛生を行う
- お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、筆記具等も、対応後は消毒を行う





## ⑤ 店頭でハンドトリートメントなどを行う場合

- 机・椅子等は、使用の都度消毒する
- お客様の皮膚が直接接するリネン類、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換する
- ハンドトリートメントの施術などを行った場合には、施術の前後に手指衛生を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行う
- 使用したトリートメントオイル、精油、化粧品などの容器は、必ずお客様ごとに消毒をする
- 器具及び布巾類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれ一定の容器に収める
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てる



## ⑥ ワークショップの開催

- 参加者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、店舗内の換気等の適切な感染防止対策を講じる
- 講師と参加者、参加者同士の至近距離は避け、互いに向き合わない方向などを工夫し、できれば、最低 1m確保するよう努める
- 講師およびお客様は、マスクまたは、マスクとフェイスガードを着用する
- お客様の入れ替え時には極力時間を空け、こまめな換気や、設備の消毒・清拭を徹底する
- ワークショップなどで使用する材料、道具などは共用せず、専用のもので用意し、ワークショップの終了時には消毒・清拭を徹底し、使用済みのものと分けてラベルを付けて管理する
- 手指衛生の徹底を図る
- 新型コロナウイルス感染者発生時の速やかな対応のため、参加者名などの記録を行う

## ⑦ トイレ

- 利用者が接触する場所は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する

## ⑧ スタッフの休憩スペース

- 入店前と退店後には手指衛生を行う
- 一度に休憩する人数を減らし、距離をあけたり、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付ける
- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める

## ⑨ 清掃・消毒

- 通常のコleaning後に、多数が触れる環境表面を、開店前・閉店後に清拭消毒することが重要である
- 店舗およびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、タブレット、筆記具、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒を行う
- 清掃時はマスクと使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後の手指衛生を徹底する
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底する



## ⑩ 換気

- 1～2時間に5～10分程度、窓やドアを開けて店舗全体の空気を入れ換える
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保する
- 空気が流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いて空気の流れを作るよう努める

## ⑬ ゴミの回収

- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する
- マスクや手袋を外した後は必ず手指衛生を行う
- ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する

## 4. 感染者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染者が発生した場合は速やかに保健所に連絡し、保健所の指示を仰ぎ、これに従う



## 5. おわりに

万が一、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、ショップとしての速やかな対応と倫理的な判断で、一時的に休業するなどの措置を取る必要があります。

また、迅速に対応し、事態の悪化を避け、積極的な感染防止対策を徹底することで、信頼関係をつくっていくことが大切になります。



## 6. 参考資料

### ■ チェックリスト（ショップ用）

分類	チェック事項	✓	
全般	マスクを着用		
	手洗い・手指消毒を励行		
	入り口に手指消毒剤を配置		
	ドアノブ等の設備、タッチパネル等の機器を消毒		
	トイレのハンドドライヤー・共有タオルは禁止		
	レジに透明間仕切り等を設置		
	スタッフの健康管理を確認		
	ゴミの廃棄（回収時手袋着用、密閉して処理）		
	開店	来店者数を調整	
		お客様に健康管理への協力を案内	
店舗	お客様にマスクの着用を依頼		
	ソーシャル・ディスタンスを確保		
	スタッフは、必要に応じてフェイスガードを使用		
	ワークショップなどで資材等の共有は極力避ける		
	備品・用具類は、使い捨ての物や消毒した物を使用		
	備品・用具類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」を区別		
	スタッフは、お客様との対面位置を避ける		
	精油のテスターは試香紙を使用		
	店舗内の換気		

## ■ 首相官邸 感染症対策特集

感染症の基本的な知識や対策などを紹介

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

## ■ 内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策（支援策など）を紹介

<https://corona.go.jp/>

## ■ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

国民向けの情報や政府の取組等などを紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## ■ 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A

一般の方向けQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3)

## ■ 厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

## ■ 自治体の取組み（各都道府県の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ）

以下のサイトの下方に自治体のサイト紹介

<https://corona.go.jp/action/>



## ■ アドバイザー制度

事業者の取組への助言や研修動画の配信を行っている自治体もあります。東京都では以下のサイトに紹介されています（事業者向け感染拡大防止ガイドラインの徹底に向けた取組）。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>

## ■ 店舗における取組事例

公益財団法人流通経済研究所ホームページ

<https://distribute-dei-taisaku.jp/>

## ■ 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード、専門家会議の見解等をまとめた厚労省のwebサイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)